

令和2年公認会計士試験 第1回短答式試験 企業法【講評】

企業法では20問が出題され、その内訳は、会社法から16問、商法から2問、金融商品取引法から2問でした。出題形式に大きな変更はありませんでした。

難易度は以下のとおりです。

- Aランク（確実に正答しなかった問題） …12問
- Bランク（少なくとも二択には絞りがかった問題） …7問
- Cランク（正答することが困難であった問題） …1問

Aランクを1問ミスに留め55点（5点×11問）、Bランクから3問正答し15点（5点×3問）を獲得した場合の**70点が合格ボーダー**になると考えられます。

今回の特徴としては、Aランクの問題であっても4肢のうち1肢に難易度の高いものが混じっているという傾向がありました。短答式試験の構造上、3肢を正確に判断できれば、1肢を考慮外としても正答を導くことができるのは周知のとおりです。

そのため、Aランクを失点し合格ボーダーに届いていない方については、難しい1肢に意識を向けすぎのではなく、重要度が高く典型的な肢が正確に判断できているかを確認してください。全体の難易度が上がっても、重要論点の精度が合否の分かれ目になる点は変わりません。

ここで、重要論点の精度を高めるためには、用語や単語ではなく「文章でおさえる」という点を意識しましょう。テキストのまとめの表等で結論の暗記をしても、それが「文章となって出題されると何のことを言っているのかが分からなくなる」という症状が多く見受けられます。このような症状を回避するためにも、テキストや条文の読み込みを丁寧に行い、文章としておさえていくことが重要です。

令和2年公認会計士試験

第I回短答式試験

企業法・解答解説

問題 1

正解 6 (難易度: A)

- ア. × 商法 16 条 1 項。営業を譲渡した商人（譲渡人）は、当事者の別段の意思表示がない限り、同一の市町村の区域内およびこれに隣接する市町村の区域内においては、その営業を譲渡した日から 20 年間は、同一の営業を行ってはならない。商法 16 条 1 項は任意規定であり、**当事者の別段の意思表示（特約）によって、競業避止義務を軽減または排除したり、加重することが可能**である。
- イ. × 商法 16 条 2 項。譲渡人が同一の営業を行わない旨の特約をした場合には、その特約は、その営業を譲渡した日から **30 年の期間内に限り、その効力を有する**。なお、30 年を超える特約があった場合でも、当該特約が全体として無効になるわけではなく、法定の範囲（30 年）においては有効である。
- ウ. ○ 商法 18 条の 2 第 1 項。譲渡人が残存債権者を害することを知って営業を譲渡した場合には、残存債権者は、その譲受人に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、その譲受人が営業の譲渡の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。営業譲渡においても、譲受人に承継されない残存債権者を害する詐欺的な営業譲渡が行われるおそれがあることから、会社分割の場合（759 条 4 項、764 条 4 項等）と同様に、残存債権者を保護する規定を設けている。
- エ. ○ 商法 18 条 1 項。譲受人が譲渡人の商号を引き続き使用しない場合においても、譲渡人の営業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたときは、譲渡人の債権者は、その譲受人に対して弁済の請求をすることができる。当該規定の趣旨は、債権者の信頼を保護することにある。債権者との関係において、債務引受けの手続がなければ、譲受人は当然には債務者とはならないのが原則であるが、譲受人が債務を引き受ける旨の広告をしたときは、当該広告を債権者が信頼する可能性があるためである。

問題 2 正解 5 (難易度: B)

- ア. × 商法 512 条。商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、**契約上報酬を定めていない場合であっても、相当な報酬を請求することができる。**商人は、営利を目的として活動する者であり、商人の行為は通常、営利の目的のためになされたものと考えられるからである。
- イ. ○ 商法 550 条 2 項。本問における宅地建物取引業者は、店舗の所有者と小売業者との間で当該店舗の賃貸借契約の成立を媒介していることから、他人間の商行為の媒介を業とする仲立人である(商法 543 条)。仲立人の報酬は、当事者双方が等しい割合で負担する。
- ウ. × 商法 581 条 3 項。**荷受人は、運送品を受け取ったときは、運送人に対し、運送賃等を支払う義務を負う。**
- エ. ○ 商法 611 条ただし書。倉庫営業者は、寄託物の出庫の時以後でなければ、保管料及び立替金その他寄託物に関する費用(保管料等)の支払を請求することができない(商法 611 条本文)。ただし、寄託物の一部を出庫するときは、出庫の割合に応じて、その支払を請求することができる。

問題 3 正解 2 (難易度: A)

- ア. ○ 30 条 1 項。公証人の認証は、定款が真正に作成され、かつ内容が適法であることを確保するために行われる。公証人の認証により、定款の内容を明確にして後日の紛争と不正行為を防止することができ、認証を欠く定款は無効となる。
- イ. × 28 条 3 号。株式会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益およびその発起人の氏名または名称は、変態設立事項(定款の相対的記載事項)に該当するため、**定款に記載または記録しなければ、その効力を生じない。**
- ウ. ○ 34 条 1 項ただし書。
- エ. × 設立取消しの訴えは、**持分会社のみ規定されている**(832 条)。

問題 4 正解 1 (難易度：A)

- ア. ○ 131条2項。善意取得制度の趣旨は、株券を取引する際の取引の安全を図ることにある。原則として、譲渡人が実質的権利を有していない無権利者である場合は、株式を取得することはできない。しかし、株券の交付を受けて株式を譲り受けようとする者が、いちいち株主であると推定される株券占有者の実質的権利を調査しなければならないとなると、株式の流通が阻害されてしまうため、株券占有者が無権利者であるということに善意・無重過失である譲受人が当該株券に係る株式を有効に取得することができるという善意取得制度を設けたのである。
- イ. ○ 128条1項ただし書。自己株式の処分の法的性質は株式の譲渡であるため、株券発行会社においては株券の交付がなければ、株式譲渡の効力が生じないはずである。しかし、会社法は、自己株式の処分を新株発行と合わせて「募集株式の発行等」として規制し(199条以下)、自己株式の処分の効力は、払込期日を定めた場合は払込期日に、払込期間を定めた場合は出資の履行をした日に発生することとしている(209条)。したがって、自己株式の処分、すなわち、株式の譲渡の効力はこの日に生じることになるので、128条1項ただし書は、自己株式の処分について、株券交付を効力要件にしない旨を定めている。
- ウ. × 最判昭40年11月16日。最高裁判所の判例によれば、株券は、株券発行会社が株券を**株主に交付したときに効力が発生する**。
- エ. × 228条1項。株券喪失登録(抹消されたものを除く)がされた株券は、株券喪失登録日の翌日から起算して1年を経過した日に無効となる。その際に、**裁判所の決定は不要**なので、本肢は誤りである。

問題 5 正解 6 (難易度: B)

- ア. × 179 条の 2 第 1 項 2 号。特別支配株主の株式等売渡請求における売渡株式の対価は、**金銭に限られる**。
- イ. × 179 条の 3 第 3 項。取締役会設置会社が株式等売渡請求についての承認をするか否かの決定をするには、**取締役会の決議**によらなければならない。特別支配株主による株式等売渡請求の制度趣旨は、キャッシュ・アウトを行おうとする株主が多数の議決権を保有している場合に、対象会社の株主総会の決議を経ることなく、機動的にキャッシュ・アウトを行うことができるようにすることである。
- ウ. ○ 179 条の 7 第 1 項 1 号。株式等売渡請求による株式の取得は、全部取得条項付種類株式の取得の方法による場合とは異なり、対象会社の株主総会の決議を要しない。したがって、株式等売渡請求の場合は、売渡株主には、対象会社の株主総会の決議の取消しの訴えによる救済の余地がないこととなる。そこで、株主総会の決議の取消しの訴えに代わる売渡株主の救済方法として、売渡株主の取得の差止請求を認めている (179 条の 7 第 1 項)。また、売渡新株予約権者の利益の保護のために、売渡新株予約権者による差止請求も認めている (179 条の 7 第 2 項)。
- エ. ○ 846 条の 2 第 1 項。株式等売渡請求による売渡株式等の取得は、特別支配株主と売渡株主等との間の売買取引であり、「会社の組織に関する行為 (828 条)」とは異なるが、利害関係人が多数となることが想定されることから、売渡株式等の取得の瑕疵に関する処理を民法の一般原則に委ねるのは妥当ではなく、法的安定性の確保を図る必要があるという点では、会社の組織に関する行為と同様である。そこで、会社法は、法的安定性の確保と法律関係の画一的確定の要請に応えるために、売渡株式等の取得の無効の訴えの制度を設けている (形成訴訟)。

問題 6 正解 3 (難易度: A)

- ア. ○ 207 条 9 項 1 号。検査役の調査には時間と費用が必要となるため、割り当てられる募集株式の数が少ない場合は、例外的に検査役の調査が不要となる。
- イ. × 208 条 3 項。**募集株式引受人は、金銭の払込みをする債務または現物出資財産を給付する債務と、会社に対する債権とを相殺することができない**。208 条 3 項は、募集株式引受人の側から相殺を主張することを禁止している。したがって、会社側から相殺を主張することは禁止していない。
- ウ. × 209 条 3 項。募集株式引受人が出資の履行を仮装した場合において、出資の履行が仮装された当該募集株式を譲り受けた者は、**その者が出資の履行の仮装について悪意または重大な過失がない限り、当該募集株式についての株主の権利を行使することができる**。出資の履行が仮装されたことを知らずに株式を譲り受けた者についてまで株主の権利の行使を認めないこととすると、株式取引の安全を害するためである。
- エ. ○ 最判昭 46 年 7 月 16 日。

問題 7

正解 4 (難易度: A)

- ア. × 326条1項。取締役会非設置会社では、取締役の員数についての規制はなく、1人以上の取締役が選任されていればよい。これに対して、取締役会設置会社では、取締役は3人以上でなければならない(331条5項)。
- イ. ○ 326条2項。会計参与は、いずれの機関設計においても任意に設置可能である。
- ウ. ○ 327条4項。監査等委員会設置会社は監査等委員会に取締役等の職務執行の監査権限を付与しており(399条の2第3項1号)、監査役が存在すると監査権限が重複してしまうからである。
- エ. × 監査委員会による執行役等の職務の執行に対する監査の方法は、監査役設置会社における監査役の監査の方法と異なる。監査役の場合、自らが業務および財産の調査等を行うのが通常であるのに対し、監査委員は、取締役会が設ける内部統制部門を通じて監査を行う。すなわち、監査委員会の職務は、内部統制システムが適切に整備および運用されているかを監視し、必要に応じて内部統制部門に対し具体的指示をすることである。こうした監査方法の違いを反映して、監査委員の中に監査役会設置会社における**常勤監査役**(390条3項)に相当する者を定めることは義務づけられていない。

問題 8

正解 6 (難易度: B)

- ア. × 309条1項。株主総会の普通決議について、**定款の定めによっても、決議要件を出席した株主の議決権の過半数より引き下げることは許されないと解される**。これは、会社の意思を決定するという株主総会の決議の性質から当然のことであって、仮に出席株主の議決権の半数以下でも足りるとすると、内容が相反する複数の決議が成立しかねないからである。
- イ. × 306条5項。総会検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、または記録した書面または電磁的記録を**裁判所に提出して報告をしなければならない**。
- ウ. ○ 339条1項、309条1項。会計監査人は、いつでも、株主総会の普通決議によって解任することができる。会計監査人は役員でないため、解任決議について341条の適用はない。したがって、会計監査人の解任決議については、定款によって定足数の要件を完全に排除することができる。
- エ. ○ 会社法は、株主総会の決議について特別利害関係を有する株主であっても、原則として議決権の行使を許容している(例外は自己株式の売主である(140条3項、160条4項、175条2項))。株主は株式会社の実質的所有者であるため、自己の利益を確保するために議決権を行使することが認められているのである。特別利害関係を有する株主とは、株主としての資格と関係のない個人的な利害関係を有する株主のことをいう。例えば、株式会社の取締役でもあり株主でもあるAの取締役としての報酬等を定める決議について、Aは特別利害関係を有する株主に該当する。報酬等が不当に高額であれば、株式会社ひいてはA以外の株主にとって不利益となるが、Aにとっては有利になるからである。しかし、このような特別利害関係を有する株主が議決権を行使したことにより著しく不当な決議が行われた場合については、決議取消事由となる(831条1項3号)。

問題 9 正解 1 (難易度：B)

- ア. ○ 836 条 1 項ただし書。会社の組織に関する訴えであって、株主または設立時株主が提起することができるものについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該会社の組織に関する訴えを提起した株主又は設立時株主に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる(836 条 1 項本文)。ただし、当該株主が取締役、監査役、執行役もしくは清算人であるときは、この限りでない。これらの者は、会社の機関としての監督是正権の行使として、会社の組織に関する訴えを提起するからである。
- イ. ○ 831 条 1 項 2 号。なお、決議内容が法令に違反する場合は、決議無効原因となる(830 条 2 項)。
- ウ. × 最判平 28 年 3 月 4 日。最高裁判所の判例によれば、ある議案を否決する株主総会の決議の取消しを請求する訴えは、**不適法である**。ある議案を否決する株主総会の決議の場合には、これによって新たな法律関係が生ずることはないし、これを取り消すことによって新たな法律関係が生ずることもないためである。
- エ. × 831 条 1 項柱書後段。**決議の取消しにより株主**(当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主)または取締役、監査役もしくは清算人(留任義務(346 条 1 項, 479 条 4 項)により取締役、監査役または清算人としての権利義務を有する者を含み、決議が創立総会である場合にあっては設立時取締役または設立時監査役を含む)**となる者も決議の取消しを主張することができる**。すなわち、決議が取り消されれば地位を回復できる者(例えば、キャッシュ・アウトが株主総会の決議をもって行われ、そのキャッシュ・アウトにより株式を失った者や解任の決議により解任された取締役等)にも原告適格が認められる。

問題10

正解 1 (難易度：A)

- ア. ○ 349条3項。取締役会非設置会社においては、各自代表の原則が採用されている。つまり、原則は取締役全員が代表取締役であるが(349条1項本文、2項)、定款、定款の定めに基づく取締役の互選または株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。すなわち、この場合は、当該代表取締役以外の取締役は、代表権を有しない。
- イ. ○ 350条。
- ウ. × 362条4項3号。監査役設置会社である取締役会設置会社において、取締役会は、支配人その他の重要な使用人の選任および解任の決定を代表取締役に委任することが**できない**。これに対して、一定の要件(取締役の過半数が社外取締役である場合、または、定款の定めがある場合)を満たす監査等委員会設置会社は、取締役会の決議によって、取締役に支配人その他の重要な使用人の選任および解任の決定を委任することができる(399条の13第5項6項)。同様に、指名委員会等設置会社においても取締役会の決議によって、執行役に委任することができる(416条4項)。
- エ. × 351条1項。代表取締役が欠けた場合または定款で定めた代表取締役の員数が欠けた場合には、任期の満了または辞任により退任した代表取締役は、新たに選定された代表取締役(一時代表取締役の職務を行うべき者を含む)が就任するまで、なお代表取締役としての権利義務を有する。留任義務が課せられる代表取締役が**任期の満了または辞任により退任した代表取締役に限定されているのは、解職の場合に権利義務を継続させることは不適當**であり、死亡や会社解散の場合には継続させることが不可能だからである。

問題11

正解 6 (難易度：A)

- ア. × 357条1項3項。取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を株主（監査役設置会社では監査役、監査役会設置会社では監査役会、**監査等委員会設置会社では監査等委員会**）に報告しなければならない（357条）。取締役の報告義務の趣旨は、会社の損害を未然に防止することにある。すなわち、自ら会社の業務の執行には関与しない株主や監査役等は、監督や監査の実施にとって重要な情報を入手することに限界があるため、会社に著しい損害を及ぼし得る事実を取締役から株主または監査役等に報告させることで、株主や監査役等の監督または監査の実効性を確保しているのである。また、指名委員会等設置会社においては、同趣旨の規定として、執行役の監査委員に対する報告義務がある（419条1項）。
- イ. × 375条1項3項。会計参与は、その職務を行うに際して取締役（指名委員会等設置会社では執行役または取締役）の職務の執行に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを株主（監査役設置会社では監査役、監査役会設置会社では監査役会、**監査等委員会設置会社では監査等委員会**、指名委員会等設置会社では監査委員会）に報告しなければならない（375条）。会計参与の職務は監査ではないため、取締役の不正を発見する積極的な義務を負うものではない。しかし、会計参与が計算書類を作成する過程において取締役の不正な行為等について発見することがあり得ることから、そのような場合に適切な是正措置をとることができるようにするため、会計参与には、不正行為等の報告義務が課せられている。
- ウ. ○ 399条の12。
- エ. ○ 397条1項4項。会計監査人は、その職務を行うに際して取締役（指名委員会等設置会社では執行役または取締役）の職務の執行に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査役（監査役会設置会社では監査役会、監査等委員会設置会社では監査等委員会、指名委員会等設置会社では監査委員会）に報告しなければならない（397条1項3項4項5項）。会計監査人は業務監査権を有しないが、会計監査人が行う会計監査の過程において取締役の不正な行為等について発見することがあり得る。そこで、そのような場合に適切な是正措置をとることができるようにするため、会計監査人には、不正行為等の報告義務が課せられている。これは、会計参与に課せられている報告義務（375条）と同趣旨の規定である。

問題12

正解 2 (難易度：A)

- ア. ○ 指名委員会等設置会社においては、代表執行役が指名委員会等設置会社を代表するため(420条3項, 349条4項)、代表取締役が選定されることはない。
- イ. × 404条2項2号。株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、**監査委員会が決定する**。会計監査人の独立性を確保すると同時に、監査委員会と会計監査人との職務上の密接な関係に鑑みて、その選任等につき監査委員会の意思を反映させるためである。
- ウ. ○ 404条3項後段。報酬委員会が使用人兼務執行役の使用人部分の報酬等の内容も決定をするのは、使用人部分の報酬等を通じた規制の回避を防止するためである。
- エ. × 402条6項。執行役は、取締役を兼ねることが**できる**。当該規定は、執行役による業務の執行と取締役会による業務執行の監督を区別することにより、業務執行の監督機能を強化するという趣旨に反するとも考えられるが、執行役と取締役の兼任を禁止してしまうと人材確保が困難となってしまうため、取締役との兼任が認められている。また、取締役会の監督機能の実行性を確保するためには、むしろ執行役兼務取締役を通じた情報提供が有用な場合もあり得るとされ、取締役と執行役の兼任自体は株式会社ごとに決定すべき事項であると捉え、その兼任を法律で禁止するまでもないとされたのである。

問題13

正解 4 (難易度：A)

- ア. × 461条2項各号参照。
- イ. ○ 461条2項3号。
- ウ. ○ 461条2項4号。
- エ. × 461条2項各号参照。

問題14

正解 4 (難易度：B)

- ア. × 465条1項10号ハ。**資本金または準備金の額の減少に関する事項を定める株主総会において剰余金の配当に関する事項を定める場合であって、かつ、配当財産の額が当該資本金または準備金の減少額を超えない場合**(減少額の全部または一部を資本金または準備金とする定めがない場合に限る)、**業務執行者は欠損填補責任を負わない**(465条1項10号ロ・ハ)。この場合は、資本金または準備金の額の減少について、株主総会の決議(447条1項, 448条1項)および債権者異議手続(449条)がとられているためである。
- イ. ○ 465条1項6号。
- ウ. ○ 465条1項1号。
- エ. × 465条1項10号イ。**定時株主総会において、剰余金の配当がなされる場合は、業務執行者は欠損填補責任を負わない**。計算書類の承認と同時になされる事業年度ごとの剰余金の配当についてまで欠損填補責任の対象とすると、業務執行者が過度に剰余金の配当に消極的になり、株主の利益に反するおそれがあるからである。

問題15 正解 2 (難易度：A)

- ア. ○ 580 条 2 項。有限責任社員は、その出資の価額（既に持分会社に対し履行した出資の価額を除く）を限度として、持分会社の債務を弁済する責任を負う。合資会社においては、社員の出資の履行時期は法定されていないため、出資の未履行分がある場合には、その未履行部分につき会社債権者に対して直接責任を負担する。これに対して、合同会社の社員には出資の未履行部分はないはずであるので、会社債権者に対して直接責任を負担することはない。すなわち、合同会社の社員の責任は、間接有限責任である。
- イ. × 581 条 1 項。社員が持分会社の債務を弁済する責任を負う場合には、社員は、持分会社が主張することができる抗弁をもって当該持分会社の債権者に**対抗することができる**。例えば、会社が債権者に対して同時履行の抗弁権を有していた場合は、その債務を弁済する責任を負う社員は、会社と同様に、債権者に対して同時履行の抗弁権を主張することができる。
- ウ. ○ 582 条 1 項。
- エ. × 587 条 1 項。持分会社は、その**持分の全部または一部を譲り受けることができない**。合併等、譲渡以外の方法により持分を取得した場合には、当該持分は、当該持分会社がこれを取得したときに、消滅する（587 条 2 項）。

問題16 正解 2 (難易度: B)

- ア. ○ 金商法2条3項1号, 金商法4条1項, 金商法5条1項。社債券は第1項有価証券に該当する(金商法2条1項5号, 3項柱書)。第1項有価証券の場合, 勧誘対象者の人数を基準とする「勧誘対象者数基準」と, 勧誘対象者の属性を基準とする「属性基準」により, 募集であるか私募であるかを分類する。勧誘対象者数基準とは, 多数の者を相手方とする新たに発行する有価証券の勧誘行為を募集とすることである(金商法2条3項1号)。ここでいう多数の者とは, 50名以上の者である(金商法施行令1条の5)。有価証券の募集を行う場合には, 有価証券の発行者は, 原則として, 有価証券届出書を内閣総理大臣に, 届出をしなければならない(金商法4条1項, 金商法5条1項)。
- イ. × 724条3項。社債権者集会は, 社債権者集会の目的である事項(719条2号)以外の事項については, 決議をすることが**できない**。社債権者集会の目的である事項は招集通知に記載されるが(720条3項), 当該事項を見て欠席を決めた社債権者に不意打ちをくわせないためである。
- ウ. ○ 734条1項。裁判所の認可を決議の効力発生要件としたのは, 社債権者集会の決議は, 支払の猶予など社債権者に譲歩を強いる内容であることが多いためであり, もって社債権者を保護するためである。
- エ. × 706条1項柱書ただし書。社債管理者は, 社債権者集会の特別決議(724条2項2号)によらなければ, ① 社債の全部についてするその支払の猶予, その債務の不履行によって生じた責任の免除または和解(②の行為を除く), ② 社債の全部についてする訴訟行為または破産手続, 再生手続, 更生手続もしくは特別清算に関する手続に属する行為(705条1項の社債券の完全な満足につながる行為を除く)をしてはならない。社債権者にとって不利益な行為だからである。**ただし, 上記②につき, 社債権者集会の決議によらずにできる旨の定め(676条8号)があるときは, 社債権者集会を経ることなく, 社債管理者は権限を行使することができる(706条1項柱書ただし書)**。この趣旨は, 社債発行後の発行会社の債務不履行時に迅速に社債管理者が訴訟手続等を行うことができるようにするためと説明される。

問題17 正解 3 (難易度：A)

- ア. ○ 781条1項。株式会社が持分会社に組織変更を行う場合(776条1項)と異なり、持分会社の定款に別段の定めがある場合には、総社員の同意を得る必要はない。
- イ. × 組織変更をする株式会社は、効力発生日の前日までに、組織変更計画について、総株主の同意を得なければならない(776条1項)。したがって、株式会社が組織変更することを決定した場合には、**反対株主は存在し得ないことから、このような規定はない。**
- ウ. × 775条1項。組織変更をする株式会社は、組織変更計画備置開始日から**効力発生日までの間**、組織変更計画の内容その他法務省令で定める事項を記載または記録した書面または電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。持分会社については手続の簡素性の必要性から、備置義務を課さないとの方針が取られている。組織変更をする株式会社は、組織変更の効力発生により持分会社となるため、事前開示の備置期間は効力発生日までの間とされている。
- エ. ○ 828条2項6号。

問題18 正解 6 (難易度：A)

- ア. × 794条1項。吸収合併存続株式会社は、吸収合併契約等備置開始日から**効力発生日後6か月を経過する日までの間**、吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載または記録した書面または電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。
- イ. × 749条1項2号。吸収合併は吸収型再編に分類される。したがって、対価の柔軟化が認められており、**吸収合併存続会社の株式を交付しなくてもよいし、株式等(株式、新株予約権および社債)以外の財産を交付することも認められる。**つまり、金銭や親会社株式などを交付することも認められる。
- ウ. ○ 788条6項。なお、吸収合併消滅株式会社の新株予約権は、効力発生日に、消滅する(752条5項)。
- エ. ○ 843条1項1号。また、吸収合併の効力が生じた日後に吸収合併存続株式会社が取得した財産は、当該吸収合併をした会社の共有に属する(843条2項本文)。

問題19

正解 3 (難易度: B)

- ア. ○ 金商法 24 条 1 項 1 号。特定上場有価証券とは、特定取引所金融商品市場のみに上場された有価証券である（金商法 2 条 33 項）。ここで、特定取引所金融商品市場とは、特定投資家向けに設立された市場、すなわちプロ向けの市場である。発行開示において、特定投資家私募に該当することとなれば、開示義務が免除されるが、継続開示においても開示義務の免除を認めたものである。
- イ. × 金商法 24 条 1 項柱書ただし書参照。資本金の額を基準に有価証券報告書の提出義務が免除されるのは、**外形基準に該当する会社**（金商法 24 条 1 項 4 号）の**事業年度の末日における資本金の額が 5 億円未満である場合のみ**である。また、**その際は内閣総理大臣の承認は不要**である。
- ウ. × 金商法 24 条 1 項柱書本文、企業内容開示府令 15 条 1 号。有価証券報告書には、証券情報は記載されないことから、**有価証券の募集または売出しに関する事項は記載されない**。
- エ. ○ 金商法 24 条の 5 第 4 項。外国で有価証券が発行される場合には、わが国の金融商品取引法が及ばないので、届出による発行開示がなされないためである。

問題20

正解 5 (難易度: C)

- ア. × 金商法 23 条の 3 第 3 項。発行登録書提出の効果として、発行登録書の提出により登録した有価証券の募集または売出しについては、金商法 4 条 1 項から 3 項までの規定が適用されないことになる。つまり、**発行登録された有価証券の募集または売出しについては、有価証券届出書により内閣総理大臣に届出を行うことなく、募集または売出しを行うことができる。**
- イ. ○ 金商法 23 条の 3 第 4 項。発行登録を利用するためには、1 年間継続して有価証券報告書を提出している必要がある（金商法 23 条の 3 第 1 項）。ここで、金商法上の有価証券報告書の提出義務が消滅した場合には、それ以降、有価証券報告書の提出を要しないことになるが、有価証券報告書が提出されないと、当該発行者は「1 年間継続して有価証券報告書を提出している者」という要件を満たさなくなり、現在利用している発行登録も効力を失うことになる。このように、一時的に有価証券報告書の提出義務がなくなったことにより、発行登録が利用できなくなるという不利益が生じないように、金商法上の有価証券報告書の提出義務がなくなった場合であっても、発行登録の利用適格要件を維持するためであれば、引き続き有価証券報告書を提出することを認めているのである。
- ウ. × 金商法 23 条の 6 第 1 項、企業内容開示府令 14 条の 6。発行登録に係る有価証券の発行予定期間は、発行登録の効力が生じた日から起算して **1 年間または 2 年間（コマーシャル・ペーパーの場合は 1 年間）**とされている。
- エ. ○ 金商法 23 条の 7 第 1 項。発行予定期間の経過前に発行予定額全額の発行が終わった場合には、将来、当該発行登録による追加の募集または売出しが行われることがなく、当該発行登録は将来の募集または売出しのための開示資料としての役割を完全に終えていることになる。そのため、当該発行登録を存続させておくことに実益がないばかりか、投資者に不必要な混乱が生じることになるから、発行登録の取下げが義務付けられている。